

# 行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	7
--------	---

番号	4
----	---

1. 実施事項名	下水道使用料金と上水道使用料金の一括徴収化 (当面は、下水道料金徴収事務の効率化・一体化)			2. 担当課(執行する課)	建設部下水道課		
3. 現状・問題点・必要性 (なぜやるのか)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道使用量(井戸水を含む)とそれに伴う生活排水量とは密接な関連があるのは勿論、その利用者、利用地域も重複しており、同一利用者、同一公共料金(種別は異なるが)でありながら、その徴収方法、業務は別個であり、それに伴う職員数、経費をそれぞれ別個に要している。</li> <li>一括徴収化することにより、同一利用者に対する納付手間の軽減、納付方法の選択肢拡大等の利便性向上等のサービス向上を図ることが可能となる。</li> <li>同一利用者に対する料金徴収業務の一本化を図ることができ、それぞれの料金徴収コストの半減、従事職員数減員が可能となり、費用節減、収益性の向上を図ることができる。</li> </ul>			4. 責任者名(執行責任者)	建設部下水道課長 松本 秀喜		
7. 実施する内容・目標数値 (なにを、いつまでに、どのようにやるのか) (集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。)	<p>目標内容 上水道使用料と下水道使用料の納入通知書、納付方法、収納の一体化(納付書の1枚化、一括収納化)を図り、それぞれの徴収事務の効率化、一体化を図る。</p> <p>目標に向けての実施内容・手順 ・合併に伴い上水道料金調定システムの統合はなされているが、下水道料金システムは未統合であり、未電算化支所もある。 ・まず、各支所で稼動しているそれぞれの旧システムから、新下水道料金システムの構築・移行を行う。 ・新システムへの移行・稼動に伴い、各支所ごとに異なる納付方法、納付時期等の下水道料金徴収事務の統一を行う。</p>	<p>8. 成果(どうなるのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の料金納付に係る利便性向上</li> <li>料金徴収事務の効率化・一体化</li> <li>下水道料金の従量性及び統一に伴う料金体系の一体化</li> <li>上水道料金滞納者に対する強制閉栓処理効果による下水道料金の滞納防止化</li> </ul> <p>9. 財政効果額(千円)(いくら削減されるのか)</p> <p>料金徴収に関わる職員数減による人件費節減 納付書等料金徴収に係る帳票類等の印刷費節減 料金収納、集金等の徴収経費の節減 滞納減に伴う増収効果</p>	5. 担当課電話番号	22-9821			
10. 目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目 なにをどれだけやるのか)	<p>指標名</p>	<p>目標値</p>	<p>定義・算定式</p>	11. 行程表(いつまでにやるのか)			
	<p>下水道料金システムの統合(第 期、第 期)</p>	<p>阿山支所 上野支所 島ヶ原支所 青山支所</p>	<p>・上水道料金調定システムパッケージを応用した下水道料金調定システムの構築及び第1次稼動 ・市町村設置型合併処理浄化槽使用料金(青山支所)の下水道料金調定システムへの統合</p>	<p>平成17年度</p> <p>10月</p>	<p>平成18年度</p> <p>4月</p>	<p>平成19年度</p> <p>10月</p>	<p>平成20年度</p> <p>4月</p> <p>10月</p>
	<p>下水道料金システムの統合(第 期)</p>	<p>大山田支所</p>	<p>新規供用開始地区(広瀬川北地区)に併せ供用中施設分(平田・真泥・奥馬野)を含め同システムへ移行</p>				
	<p>下水道料金システムの統合(第 期)</p>	<p>伊賀支所</p>	<p>伊賀下水道事業会計廃止、平成19年度からの特別会計化に伴い、システム統合を早め、平成19年4月から稼動を開始する。これにより下水道料金システムの全支所統合が完了</p>				
	<p>上下水道料金一括徴収化の実施方法の検討</p>	<p>下水道課 水道部</p>	<p>上下水道料金一括徴収化に向けての調査、研究</p>				